

厚生発 0323 第 1 号  
7 輸国 第 4857 号  
令和 8 年 3 月 23 日

都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長  
厚生労働省各地方厚生局長  
農林水産省各地方農政局長  
北海道農政事務所長  
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長  
( 公 印 省 略 )  
農林水産省輸出・国際局長  
( 公 印 省 略 )

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の別紙 MY-A2 の追加について

今般、我が国からマレーシア向けに輸出される乳及び乳製品の施設認定等の手続について定める必要が生じたことから、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。）別紙 MY-A2 「マレーシア向け輸出乳及び乳製品の取扱要綱」を定めたほか、手続規程の別表 1 及び別紙リストの改正を行いました。

日本からマレーシアに輸出する乳及び乳製品については、本要綱に基づき対応いただくとともに、関係事業者への周知等について、特段の配慮をお願いいたします。